

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

財産活用課

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

環境管理課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 随意契約の相手方の決定

税務課

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

農村振興課

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

治山課

○ 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞

監理課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

目次

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

担当課（室）

〃

◎岡山県規則第六十四号

岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

岡山県庁舎防火・防災管理規則（平成二十七年岡山県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「、警察本部会計課長」を削る。

第五条第一項を次のように改める。

火気取締責任者は、岡山県庁舎管理規則第五条第一項に規定する室内管理責任者をもって充てる。

第八条第二項中「所属する課の長」を「火気取締責任者」に改める。

別表第一火気取締責任者の項中「所属する課の所属職員が常時就業する」を削り、「課の長」を「火気取締責任者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第六十五号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第六十五条を次のように改める。

第六十五条を次のように改める。
（届出書等の写しの市町村長への送付）

第六十五条 知事は、第四十二条第二項又は第四十三条に規定する報告書を受理したときは、当該報告書の写し一部をその事業所が所在する市町村の長に送付するものとする。

別表第七の備考及び別表第八の備考中「を定める件」を削る。

別表第九の二十七の項中「十ミリグラム」を「一〇ミリグラム」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 削除

様式第十二号別紙(2)中「t/h」を「B/h」に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第十三号 削除

様式第十五号を次のように改める。

様式第十五号 削除

様式第二十四号を次のように改める。

様式第二十四号 削除

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

◎岡山県告示第六百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

哲西町診療所

新見市哲西町矢田三六〇四

令和三年十一月一日

エスマイル薬局八王寺店

倉敷市八王寺町字大道南二八七―四九

令和三年十一月一日

アイン薬局倉敷駅前店

倉敷市寿町一番二六号マツダパーキングビル

令和三年十一月一日

一階

エース薬局

笠岡市二番町七―一〇

令和三年十一月一日

ほくぼう薬局

真庭市上水田三八二四―一

令和三年十一月一日

◎岡山県告示第六百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年十二月十七日

指定を辞退した医療機関

名称

ファーマシイ薬局くらしき

ほくぼう薬局

所在地

倉敷市田ノ上七三五―四

真庭市上水田三八二四―一

辞退年月日

令和三年十月二十四日

令和三年十二月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市閑谷字淵ヶ谷五一の四、五三の一、字森谷八三の一、二六六、字藤ヶ塔一四五二の一、字広高下北平一四八五の一、一四八五の二、一四八五の六、一四八五の七、木谷字着到六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年十二月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

◎岡山県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	備前柵原自 転車道線	和気郡和気町矢田字横道東五三三番一地先から 和気郡和気町矢田字薬師面六八八番五地先を 経て 和気郡和気町矢田字長円七一〇番七地先まで	令和三年十 二月十七日

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
共通基盤更新に伴う税務システム移行業務
- 二 契約期間
令和三年十一月二十五日から令和四年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年十一月二十五日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
六四、六九六、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、八八一、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和三年十二月十七日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
備前市穂浪字柄吐四四番一		田	七一五

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和四年一月一日	権利の始期から令和十三年十二月三十一日まで	七、一五〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局備前支局に補償金を供託する。

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一六五	登録 番号		
野澤 恒雄	氏名又は 名称	生産 事業者	
美作市檜原上七一四	住所		
幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	生産事業の 内容		
野澤恒雄苗 畑住所地に 同じ	事業所の 名称及び 所在地		

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三三〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号

株式会社ニチドウ

2 代表者の氏名

森下 孝彦

3 主たる営業所の所在地

岡山市北区伊島町二丁目二〇―二六 二F

4 許可番号

岡山県知事許可（般―一）第二五九一五号

5 許可年月日

令和二年二月十日

三 聴聞の期日

令和三年十二月二十四日（金）午前十時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁土木部会議室

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇一八号 令和三年十二月七 日	真庭市久世字角町二四四一番四、 二四四四番一八、二四四一番四地 先水路の一部	六・〇〇 六・三〇	一〇〇・ 六三

令和3年12月17日 岡山県公報 第12354号

〔五三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町二六三一―ヴィクトワール二〇七

田尾 公資

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月八日岡山県指令建指第二八七号